

# 大学における授業料未納問題と対処策 —公立高等学校の取組を参考として—

岩崎 保道\*

同志社大学大学院

## The Problem of Unpaid College Tuition and Possible Solutions: Using the Approaches of Public High Schools as a Reference

Yasumichi Iwasaki\*\*

Graduate School Policy And Management, Doshisha University

*Abstract* — The purpose of this paper is to focus on the problem of unpaid college tuition and, after clarifying the existing situation, to examine potential solutions using approaches taken by public high schools as a reference. In recent years, some colleges have decided to tackle the problem of unpaid tuition. As a way of examining possible solutions, discussion was conducted in the following manner. First, the legal aspects of tuition debt were confirmed, and then solutions used at public high schools and national universities were introduced. Next, after carefully reviewing them, “Guidelines on Unpaid Tuition” are proposed as research results of this paper. Although this proposal does not offer a definitive solution to the problem, it can be expected to have an impact at certain colleges.

(Revised on 6 July, 2009)

### はじめに

本稿は、大学の授業料滞納問題に焦点を当て、その現状を整理したうえで、公立高等学校の取組を参考として、対処策の検討を行うものである。近年、公立高等学校における授業料滞納が社会問題化している。読売新聞によると、「全国の都道府県立高校で2007年3月末時点の授業料滞納額が、約5億

8,952万円に上がることがわかった。23の道府県が「過去5年間で滞納件数が増加している」と回答している。滞納の理由は、「保護者の経済的な理由」を挙げた自治体が6割、「モラル低下」を挙げた自治体が4割だったが、急増の要因としてモラル低下を指摘する声も目立った」と述べている<sup>(注1)</sup>。この問題は、以前より全国各地で発生している。私立高等学校においても、同様の問題が発生している。

\*) 連絡先：590-0111 堺市南区三原台 2-2-1-719

\*\*) Correspondence : Miharadai 2-2-1-719, Minami-ku, Sakai, 590-0111, Japan  
E-mail : survey07iwasaki@yahoo.co.jp

2009年に文部科学省が実施した実態調査の報告によると、2008年度の授業料滞納者数は9,067名(全生徒数の0.9%)であり、前年度に比べ、0.1%増加している<sup>(注2)</sup>。

一方、一部の大学においても、同様の問題がある。文部科学省(前出)の調査報告によると、大学の授業料滞納は増加傾向にある(2.2の(1)を参照されたい)。さらに、筆者は、私立短期大学に身を置くと、授業料滞納の督促事務に関する実務経験や他校との意見交換を通じ、「近年、授業料の滞納を理由とした除籍は増加傾向にある」との実感を持つ。近年の特徴的な傾向として、大学における授業料滞納を理由とする除籍は、家計急変などの経済的な要因が多いが、モラルハザードのケースが目立つ。

以上の課題意識を踏まえ、次の展開により、大学の授業料滞納問題の対処策を検討する。

第一に、本稿は、複数の学校種を取上げるため、制度概要を簡単に説明する(本稿の1.)。

第二に、公立高等学校及び大学の授業料滞納が及ぼす問題を実態とその影響を考察する。現時点は、大学における授業料滞納は、大きな問題とはなっていない。ただし、公立高等学校における授業料滞納は、既に社会問題化している(本稿の2.)。

第三に、国立大学法人及び学校法人における授業料滞納の債権管理及び会計処理を説明する。授業料債権の法的手続は、督促や事後処理を行う際の必須知識となる(本稿の3.)。

第四に、公立高等学校の授業料滞納の対策及び大学の授業料滞納に関する関係規定を紹介する。学校種別により授業料滞納の対応に相違がある点を踏まえて整理した。特に、公立高等学校では、組織的な対応が行われている点に注目されたい(本稿の4.)。

第五に、本稿の研究成果として、「授業料滞納対応マニュアル」を提言する。これは、「①授業料滞納を防止すること」及び「②授業料債権の円滑な回収」を目的とする。当該提言は、飛躍的な効果は期待できないが、改善の可能性が望める提言と考える(本稿の5.)。

## 1. 学校の設置者と教育行政制度

本稿は、設置者や制度の異なる学校を研究対象としているため、学校種ごとの制度概要を述べる。学校教育法第2条2項では、学校の設置者について、次のように定めている。「この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう」。

### 1.1 公立高等学校

教育機関の設置について、地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校を設置することができる(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条)。公立高等学校の所管は、教育委員会が行う(同法第32条)。また、学校等の管理に関して、教育委員会は、教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるとされる(同法第33条)。地方自治法は、教育委員会の職務権限について、学校その他の教育機関を管理するものとされる(地方自治法第180条の8)。

### 1.2 国立大学(国立大学法人)

「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として設立された法人をいう(国立大学法人法第2条1項)。学長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する(国立大学法人法第11条1項)。そのため、国立大学法人における業務の全ての事務管理者は、学長である。従って、授業料の管理は、その事務の範疇となる。ただし、事務処理については、事務組織が行うことになる。

### 1.3 私立大学、私立短期大学(学校法人)

学校法人とは、私立学校の設置を目的として、設置される法人をいう(私立学校法第3条)。私立大学の設置廃止等の認可は、文部科学大臣が行う(学校教育法第4条1)。つまり、私立大学は、学校法人によって設置される教育機関であり、文部科学省が所轄庁となる。

学校法人の役員の職務として、理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する(私立学校法第

37条1項)。そのため、学校法人における業務の全ての事務管理者は、理事長である。従って、授業料の管理は、その事務の範疇となる。ただし、事務処理については、事務組織が行うことになる。

## 2. 授業料滞納問題の実態

### 2.1 公立高等学校における授業料滞納問題の実態

#### (1) 授業料滞納問題の実態<sup>(注3)</sup>

授業料滞納に対する処分規定を設けてきた都道府県でも、厳しく適用することは従来多くはなく、学校現場での独自の取組による様々な対応方策に委ねられてきた<sup>(注4)</sup>。しかし、これらの方法は、滞納額の回収という事務処理の考え方で、滞納額を根本から解決するには至っていない<sup>(注5)</sup>。近年、問題視されていることは、支払能力がありながら、授業料・学校徴収金などを意識的に支払わない保護者の増加である。「授業料は、払わなくてはならないもの」という意識が希薄になってきており、様態は、ますます広がりを見せ、滞納督促事務をより困難なものにさせている<sup>(注6)</sup>。以下、授業料滞納の実態を二件紹介する。

中国新聞は、「広島県立高等学校では、2005年度の授業料の滞納額が1,270万円と6年連続で減少し、ピークだった1999年度の約3割に減少したことが、県教育委員会のまとめで分かった。支払い督促を簡易裁判所に申立てる法的措置の活用などを進め、減少につながったという。県教育委員会は、2000年度に要綱を改正し、支払督促の申立など法的措置を明確化したり、正当な理由なく授業料を納めない生徒を出席停止や退学処分にした項目を盛り込んだ」と述べている<sup>(注7)</sup>。信濃新聞は、「長野県教育委員会は、「県立高等学校の滞納授業料について、各家庭の事情に配慮しながら粘り強く対応しているが、ケースによっては支払い督促制度も活用していきたい」とし、裁判所への支払督促申立も検討する考えを明らかにした。支払い督促は民事訴訟法上の手続で、滞納のある側が異議を申立てない場合、給料の差押えが可能になる。県教育委員

会は、支払能力があるのに再三の督促に応じないなど、悪質な場合に限るとしている」と述べている<sup>(注8)</sup>。

以上のように、公立高等学校における授業料滞納は、地域によって社会問題化している。

#### (2) 授業料滞納の対応策

授業料滞納問題の対応策として、事務新時代研究会は、以下の方法を挙げている<sup>(注9)</sup>。

①授業料・学校徴収金について、保護者に十分な説明を行うこと・多くの学校では、入学前に新入生召集日などで事務室からのお知らせとして、授業料等の説明を行っているが、保護者には、その説明だけでは不十分である。学校側の意思が保護者側に伝わっていないことも多い。そのため、様々な機会を利用して説明を行う必要がある。

②滞納者への対応・滞納者が出た場合、早い対応が必要である。保護者に滞納の事実を確実に認識させることが、まず第一段階である。次に、学校生活においては、授業料・学校徴収金などがかかること、支払う義務があることを理解してもらう。

一方、山形県では、授業料滞納問題の解決のため、「平成20年度 県民参画型「公共サービス改革モデル事業」」において、「県立高校の滞納授業料回収業務」を公募している。その意見・提案募集要項には、次の課題点が述べられている。「一旦、滞納がなされてしまうと、累積する傾向にあり、この場合の回収については、経済的困窮者の生活環境の確保や教育的配慮の観点から回収が難しくなる」、「収納状況の管理及び滞納者に対する納付催告は、各校において行われており、回収のノウハウが分散する」、「卒業生、退学者については、卒業、退学後の時間経過とともに住所が不明になる等、滞納授業料の回収に困難を来す場合が多い」。次に、公立高等学校における授業料滞納の対応策を三件紹介しよう。

北澤は、三重県立高等学校の授業料滞納に対する取組として、次のように述べている<sup>(注10)</sup>。「対応マニュアルの作成、要領の策定、要綱を策定し、課題の明確化、委員会の設置、納付の啓発と減免制度・奨学金制度の活用を実施することとした。解消の取組手順としては、一定の成果はみられた」と述べている。そのうえで、「今後、授業料の滞納対策を効

果的に進めていくためには、授業料納入義務意識の定着化、減免、奨学金制度などの積極的な周知と活用、納入方法等の工夫、効果的な督促方法の確立（弁護士等専門家の活用）、校内体制の整備、確立、条例・要綱等の規定の厳格な運用、法的措置の具体的な処理マニュアル及び基準の作成などが重要である」としている。

納富は、佐賀県立鹿島実業高等学校における授業料滞納に対する取組として、次のように述べている<sup>(注11)</sup>。「対策委員会を設置し、納入状況の把握及び滞納者の家庭状況等の情報を共有化し、毎月の未収金の把握と解消の進捗状況を把握した。委員は、事務長、教頭、各学年主任、担任、事務主任が委嘱され、各学期に開催され、滞納一ヶ月で督促を行い、滞納二ヶ月で電話督促し、三ヶ月以上では、家庭訪問もしくは保護者召喚し、督促を行うことを定例的に行うシステムとした」。

授業料滞納時の学校職員の役割について、東京都立足立東高等学校は、次のように定めている<sup>(注12)</sup>。

「①校長・歳入徴収者として、滞納状況について把握し、授業料督促の管理をする。また、滞納者の処分の決定をする。②教頭・保護者及び生徒に対して、指導、面接等を行い、督促事務に協力する。また、校長を補佐し、担任、事務室との調整を行う。③担任・保護者及び生徒に対して指導、面談等を行い、督促事務に協力する。④事務室・督促事務を行い、校長、教頭、担任等に滞納状況の報告をする」。また、同校は、生徒、保護者への督促内容についても以下のように示している。「①生徒・面談等により、家計状況を把握し、授業料減免方法、奨学金等の奨学金等の受給方法を指導する。②保護者・授業料の督促を面談等により、滞納状況を確認し、納入計画を把握する。併せて、授業料減免方法、奨学金等の受給方法を指導する」。さらに、同校は、授業料督促の流れを明確化するため、東京都作成の「授業料督促フロー」を基にした独自の「授業料督促フロー」を作成し、それに基づいた授業料滞納の対応を行っている。

以上、公立高等学校における授業料滞納時の対応策を概観すると、各都道府県の教育委員会を中心となった基本方針を示し、それに基づいて、各学校が対応している状況である。ただし、近年の特徴とし

て、前項で触れたように、法的措置に訴える案件が目立ってきている。滞納督促の段階は、各学校で対応しているが、法的手続に移行した場合、都道府県が授業料等の債権者として手続を履行することになる。そもそも、授業料債権は、一般的に準公金として取扱われるが、その管理体制が曖昧だった地域が多かった。授業料滞納の問題については、各学校が個別に対応したり、必要に応じて学校が教育委員会に相談するなどの対策がとられてきた。しかし、この状況が社会問題化したことに加え、学校財務や事業活動の説明責任の社会情勢が変化した。そのため、各地域の教育委員会が本格的な実態解明の調査を実施し、その対策をマニュアル等の作成により指示している。

## 2.2 大学における授業料滞納問題の実態

### (1) 大学における授業料滞納者の増加

大学における授業料滞納者の増加の実態はどのようなのだろうか。本項では、現時点で分かり得るデータを示すものとする。その上で、参考として日本学生支援機構（JASSO）の奨学金返還滞納問題の制度的要因に触れ、授業料滞納問題との類似性について考えたい。

これまで大学における授業料滞納者の公式な調査は行われていなかったが、2009年3月に文部科学省が初めて高等教育機関を対象とした実態調査を実施した。そして、同年5月に以下の調査結果が公表された。2007年度の授業料滞納者数は10,632名（全学生数の0.4%）、2008年度の授業料滞納者数は14,662名（全学生数の0.6%）であった<sup>(注13)</sup>。両年度を比較すると、2008年度は前年度に比べ、4,030名（37.9%）増加している。同調査では、授業料滞納の理由の一つが経済的要因にある可能性を示唆しており、モラルハザードについては論及されていない。そのため、以下において筆者が知り得る状況を参考までに示す。

まず、筆者が参加した大学の事務担当者連絡会（52大学加盟）が2008年に示した調査報告によると、約9割の大学が「授業料滞納者は増加傾向にある」と回答し、約5割の大学が「モラルハザー

ドによる授業料滞納者は増加傾向にあると思われる」と回答した。さらに、筆者が2008年に18の国立大学法人に対して同様のインタビューを行ったところ、15大学が「授業料滞納者は増加傾向にある」と回答し、9大学が「モラルハザードによる授業料滞納者は増加傾向にあると思われる」と回答した。以上の報告は、サンプル数が少ないため、このデータだけで断言できないが、この報告の限りにおいては「多くの大学において、授業料滞納者は増加傾向にある」、「半数程度の大学がモラルハザードによる授業料滞納者は増加傾向にある」とまとめることができる。

ところで、日本学生支援機構の奨学金制度においては、要返還者が返還金を滞納するという問題がある。返還滞納額は1997年度に247億円であったが、2006年度には614億円に膨れ上がった<sup>(注14)</sup>。その背景として、返還免除制度の廃止(2003年度採用者より廃止)が一因として考えられる。日本学生支援機構 政策企画委員会(2004年)では、「返還率については、過年度延滞分の悪化、すなわちモラルハザードの問題が大きいと思う」との指摘がされている<sup>(注15)</sup>。モラルハザードの側面から捉えると、返還滞納問題と授業料滞納問題には類似性があるようにも思われる。すなわち、双方とも納入義務者が意図的に支払から逃れようとしている実態がある。しかも、双方の問題を同一人物が起こしているケースも報告されている。授業料滞納のまま除籍となり、借用していた奨学金も返還されないまま音信不通となった事例があった。

ただし、この奨学金返還滞納と授業料滞納の問題が同質的な要因であるかは、以下の理由があるため慎重な考察を要する。まず、双方の問題は社会的な背景が異なる。奨学金制度は、返還金を原資として奨学金に充てるシステムであるため、返還滞納額の増加は制度の中長期計画に重大な支障を及ぼす可能性がある。さらに、奨学金の原資の一部は、公金(財政投融資)より支出されているため、単に契約を交わす奨学生(学生)と日本学生支援機構の問題に止まらない社会的な問題を孕む。一方、大学(学校法人も含む)における授業料滞納は、学生と大学の契約上の義務履行に関わる問題であるので、第三者(あるいは社会)に対して直接的に及ぼす不利益が生じ

る可能性は少ないと思われる。

## (2) 大学における授業料の重要性

公立高等学校における授業料問題は、社会的な問題に発展しているが、大学業界では、大きな課題としては捉えられていない。その理由は、次の理由が考えられる。「公立高等学校の授業料滞納問題は、都道府県に帰属する問題であるが、大学の授業料滞納は、各大学に帰属する問題であり、問題の性格が根本的に異なっているため」、「大学における授業料滞納処理策が、経年後に問題化しないシステムになっているため」、「文部科学省や中央教育審議会などの公的機関は、授業料滞納問題について課題提起したことがなかった。また、大学においても、これまで授業料滞納の実態を公表する必要性がなかった」。しかし、設置者別にかかわらず、大学における授業料の重要性が見直されてきたといえる。2004年4月に国立大学は法人化され、これに伴い国立学校特別会計制度が廃止された。そのため、各国立大学は独立した会計単位として収入管理体制を実施することとなった。このことは、自己収入に占める割合の高い授業料収入の管理の重要性が問われることを意味する。

ところで、島は授業料に関する次の調査報告を行った。「授業料収入等比率は、収入規模の大きな大規模大学で小さく、収入規模の小さな小規模大学で大きくなってきていることが明らかになった。このことから、授業料収入管理は、小規模大学において、相対的に、より重要性を持つイメージであることが指摘できる」<sup>(注16)</sup>。この調査より、国立大学の授業料滞納に関し、「小規模大学では影響が大きい」との推察ができる。一方、私立大学では、少子化を背景とする次の問題が顕在化してきた。近年、一部の私立大学では、学生数の減少を原因として、学園財政に不安を抱える学校法人が増加傾向にある。日本私立学校振興・共済事業団によると、2008年度において、入学定員充足率が100%に満たなかった私立大学は266校(47.1%)、私立短期大学は243校(67.5%)であった<sup>(注17)</sup>。帰属収入に占める学生・生徒納付金以外の収入の割合は高い。私立大学における2002年度の帰属収入に占める学生・生

徒納付金収入の割合は75.1%(医師系法人を除く)、私立短期大学における2002年度の帰属収入に占める学生・生徒納付金収入の割合は62.7%であった<sup>(注18)</sup>。

2008年に日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会が公表した「私立大学の経営に関する指針」は、「学生納付金は、それぞれの大学の事業計画に基づく教育研究等の諸活動を実現させるための主要な資金として自主的に決定し、徴収するものであるが、その金額は、公共的性格に鑑みて設定されねばならない」と述べている<sup>(注19)</sup>。学校法人の財政を安定させるために、授業料の設定を必要以上に高くすることは許されない。従って、小規模大学や入学定員充足率を割込んでいる大学など、一部の私立大学では、授業料滞納は、見逃すことのできない問題と考える。以上の大学を取巻く経営環境より、授業料滞納は、本格的に取り組むべき課題であると推察する。

### 3. 授業料債権の法的性質と滞納処理

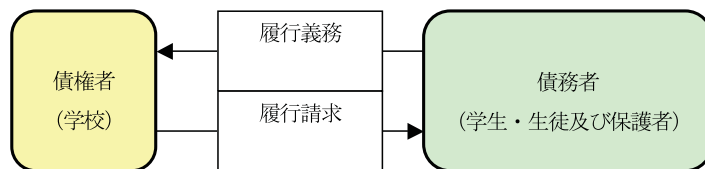
#### 3.1 授業料に関する規定

授業料を徴収する根拠として、学校教育法第6条は、「学校においては、授業料を徴収することができる」と規定している<sup>(注20)</sup>。授業料は、学校を利用するについて、利用者から学校の設置者に対して支払うべき使用料だと説明されるのが一般である<sup>(注21)</sup>。このうち、国・公立学校の授業料は、営造物

の使用料と解され、私立学校の授業料は、私法上の使用料となる<sup>(注22)</sup>。国立大学の授業料は、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」により、2003年度の授業料等の額を標準額として定め、各大学には、標準額を超えて授業料を定めることも可能とする裁量権を認めている<sup>(注23)</sup>。なお、授業料の徴収方法は、同省令第5条で「各年度に係る授業料の徴収は、当該年度において、学期その他の期間に区分して行うことを原則とする」としている。公立学校の授業料は、総務省が地方交付税算定基準として提示する標準額を参考に、学校設置者である自治体が条例で決定する(地方自治法228条1項)。

#### 3.2 授業料債権の法的性質と民事訴訟

学生・生徒が入学すると、当該学校の設置者と学生・生徒との在学契約が成立すると解される<sup>(注24)</sup>。これは、当事者間に債権と債務を発生させる合意があったことを意味する。債権とは、債務者に、ある行為をせよと請求することのできる権利をいう。民法のうえでは、この債務者がしなければならない行為を「給付」と呼んでいるが、民法上で「債権の目的」というのは、この給付のことである<sup>(注25)</sup>。民法第412条(履行期と履行遅滞)では、債務の履行について、確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う、と規定している。これを授業料滞納に当てはめると、学生・生徒が授業料の納付期限に納付しなければ(履行遅滞)、その時点から債務者としての責務を負うことになる<sup>(注26)</sup>。



債権の効力	給付受領権	債務者の支払を受取る権利	対内的効力
	判決請求権	期限に履行しなければ訴える権利	
	強制執行請求権	判決をもらって強制執行をかける権利	
	損害賠償請求権	債務不履行のときに金銭で損害賠償を求める権利	

図1. 債権の効力<sup>(注27)</sup>

図1は、債権の効力を図化したものである。これは、債務者が自分の為すべきことをしない場合、債務不履行として、債権者の利益が実現されるための救済策である。債務者が任意に履行をしないときは、債権者は判決で債務の履行を強要し、さらに強制履行（強制執行）することができる（民法第414条）。つまり、債権者は債務不履行が発生した場合、債務者に対して履行のための行動を起こすことができる。さらに、債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる（民法第415条）。これを、授業料滞納の構図に当てはめると、債権者（学校）が債務者（学生・生徒及び保護者）に対しての債権の効力という位置付けになる<sup>(注28)</sup>。なお、債権の回収方法として、「内容証明郵便による支払催告」、「債権の強化（債務名義の取得）」、「支払督促」、「小額訴訟」などが考えられる。

次に、民事訴訟法第383条1項では、以下のよう

（支払督促の申立）支払督促の申立は、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする

また、授業料債権の消滅に関して、民法第173条では、以下のように規定している。

「次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する」

第3項 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

### 3.3 授業料未収入金の会計処理

#### (1) 国立大学（国立大学法人）

国立大学法人の授業料は、原則的に決算時に期間経過に伴って全額を収益化する「期間進行基準」が採用される。収益化とは、入金が行われているが負託された業務がまだ未了として負債として処理されていたものを業務終了後に収益に振替する処理を行うことである。授業料が滞納した場合、債権として管理される。この未収入金は、滞留債権として、徴収不能引当金（貸倒引当金）が計上される。授業料債権の回収が不能となった場合、民法及び学内規定

によって手続が行われる。会計上は、「貸倒損失」として処理される。

#### (2) 私立大学、私立短期大学（学校法人）

「学校法人会計基準」（文部省令第18号）では、「金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする」（同基準第28条）。学校法人で徴収不能額の引当の対象となる金銭債権は、学生生徒納付金の未収入金該当する。徴収不能見込額の算定には、一般に以下の二通りが考えられる<sup>(注29)</sup>。

- ①個別の債権ごとに、その回収可能性を検討する方法
  - ②過去数年のそれらの債権の回収不能額の実績率などの経験率をもとに計算する方法
- どちらを採用するかは、法人規模や、その法人が有する可能性のある金銭債権の性質を勘案して決めることになる。

## 4 授業料滞納に関する関係規定

### 4.1 公立高等学校の授業料滞納に関する規定

#### (1) 北海道公立学校

「北海道立学校授業料等滞納対策事務取扱要領」は、以下の規定がある（抜粋）。

（滞納者に対する督促状況等の整理）

第3条 校長は、授業料等の納付状況を常に把握し、授業料等の滞納者が生じた場合には、滞納の状況等を明らかにするため、授業料滞納者整理表を作成し、滞納者に対する督促及び催告の実施状況等を記載するものとする。

（督促）

第4条 校長は、授業料等が納付期限までに納付されない場合には、各期ごとに、生徒及び保護者並びに保証人に対して督促しなければならない。

（卒業生、退学者及び転学者に対する催告）

第10条1項 校長は、卒業生、退学者及び転学者に授業料等の滞納額がある場合には、当該卒業生等に対して、

電話、家庭訪問等による催告を行うとともに、授業料等納付通知・支払督促申立予告書及び納付計画書を送付するものとする。

第10条2項 卒業生等の所在が不明である場合には、校長は、現地調査を行うなどして、居住地の追跡調査を継続的に実施するものとする。

(卒業生等に対する支払督促の申立)

第11条 校長は、卒業生等から、支払督促申立予告書で指定した期日までに授業料等の滞納額が納付されず、かつ、納付計画書が提出されない場合には、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第383条に定める支払督促を申立てることを、支払督促申立依頼書により所管の教育局長に求めるものとする。

## (2) 広島県立公立学校

広島県では、授業料滞納者に対し、「広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要領」に基づいた対応を行っている(以下参照)。その結果、授業料滞納者(滞納金額)2003年度は662名(26,540千円)であったが、2007年度は229名(6,783千円)に減少している<sup>(注30)</sup>。このことについて、広島県教育委員会は、「取扱要領に基づいた督促等の取組が効果を上げている」と捉えている。なお、授業料滞納を理由とした支払督促申立件数(仮執行宣言申立件数)は、2004年度182(62)件、2005年度31(46)件、2006年度18(22)件、2007年度15(4)件と減少傾向にある<sup>(注31)</sup>。

「広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要領」(抜粋)

### 第2 校内体制の確立

授業料の徴収は、校長を中心とした学校全体で取り組むこととし、校長は必要があると認めたときは、校内に授業料等滞納解消検討委員会を設置し、関係教職員により授業料の徴収促進、滞納解消を図るものとする。

### 第3 授業料納付に係る啓発指導

授業料の納付については入学前から生徒、保護者に対し十分な啓発指導を行うとともに、減免制度や奨学金制度等の啓発にも努めるものとする。

### 第4 徴収事務の取扱い

校長は、授業料が滞納となっている生徒及び保護者に対し、累積している滞納額に応じて次の手続きを、滞納が

解消されるまで毎月継続して行うものとする。

### 3 支払督促の申立て

(1) 実施対象者

第4の1による徴収事務を行った後なお滞納である場合は、民事訴訟法第383条に定める支払督促の申立を実施するものとする。

### 5 民事執行の申立て

支払督促の申立てを実施し、民事訴訟法第391条の規定による仮執行の宣言が確定した後も、滞納が継続する場合は、民事執行法第2条の規定に基づく民事執行の申立てを実施することとする。

## (3) 鳥取県立公立学校

鳥取県では、授業料滞納者に対し、「鳥取県立高等学校の授業料滞納に対する取扱要領」に基づいた対応を行っている(以下参照)。その結果、授業料滞納者(滞納金額)2003年度は60名(2,562,700円)であったが、2006年度は11名(762,100円)に減少している<sup>(注32)</sup>。このことについて、鳥取県教育委員会は、「取扱要領の取組の効果があつた」と捉えている。なお、2008年10月現在、授業料滞納を理由とした法的手続が取られた事例はない。

「鳥取県立高等学校の授業料滞納に対する取扱要領」(抜粋)

(検討委員会の設置)

第2条1項 校長は、滞納授業料の徴収に関し、学校全体で取組むことを目的に、授業料滞納対応検討委員会を設置し、滞納授業料の解消を図る。

(退学処分を行った者の滞納授業料)

第4条2項5号 授業料滞納により退学処分を行った者の滞納授業料は、徴収しなければならない。

(徴収困難者への対応)

第4条4項 校長は、滞納授業料の徴収に努めたにもかかわらず、督促行為では徴収が困難であると判断したときは、教育長に法的措置の手続を依頼することができる。教育長は、当該校長と十分協議を行い、法的措置の手続を行う必要があると判断したときは、所要の事務手続を行い、当該滞納者に対して最終催促状により通知する。

## (4) 小括



(1)～(3)は、各団体で規定されたものであり、同一ではない。ただし、督促手法や法的対処策など、いくつかの共通手続がある。図2は、その流れをまとめたものである。

①授業料が納付期限内に納入されない場合、学校は滞納者整理表等を作成する。校長は、授業料滞納対策検討委員会等を開催し、対応策を検討する。校長の判断により、生徒の出席を停止することがある。②督促は、校長又は対策検討委員会等の指示により、生徒又は保護者並びに保証人に対して行われる。その方法は、督促状、電話、保護者の呼び出し、家庭訪問などによって行われる。連絡が取れない場

合、必要に応じ、現地調査や追跡調査が行われる。③退学は、校長の判断により行われる。授業料の督促は、継続して行われる。④以上の対処にもかかわらず、債務者（生徒又は保護者）より督促行為による授業料債権の回収が見込めない場合、校長の判断により、民事訴訟の手続を所轄の教育長に依頼する。

留意点は、授業料滞納に関わる学校関係者は、校長をはじめ、教頭、学年主任、担任、事務室などの人物が関わることである。また、校長が中心となり、授業料滞納対策検討委員会等により、組織的に対策が講じられる点からしても、学校全体で取組を行っている。

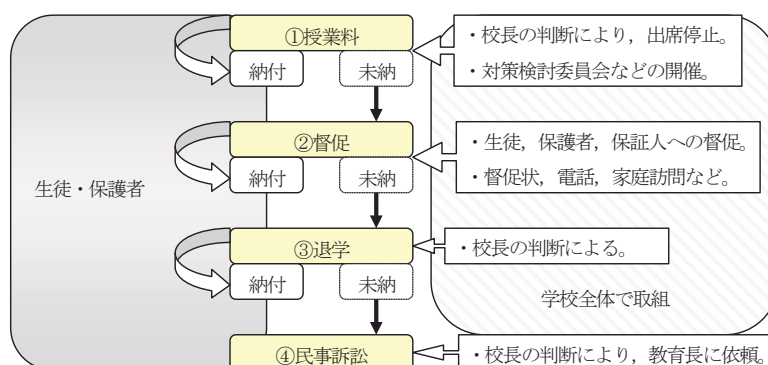


図2. 公立高等学校における授業料未納の対処の流れ (注33)

## 4.2 国立大学法人の授業料滞納に関する規定

### (1) 国立大学法人北見工業大学

国立大学法人北見工業大学は、授業料滞納者に対し、取扱要項に基づいた対応を行っている。督促は、事務担当者及び担任教員（クラス担任等）が行う<sup>(注34)</sup>。なお、「授業料滞納を理由とした法的手続を行う可能性は低い」とのことである<sup>(注35)</sup>。

「北見工業大学学則」は、授業料滞納に関して、以下の規定がある（抜粋）。

（除籍）

第37条 学生で次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

五 授業料納入の義務を怠り、督促してもなお納入しない者

（退学、除籍、転学及び停学の場合の授業料）

第58条 学生が退学及び転学を許可された場合並びに退学を命ぜられ又は除籍された場合も、その期の授業料は徴収する。ただし、別に定める規定に該当する場合は、この限りでない。

「国立大学法人北見工業大学授業料徴収事務取扱要項」は、授業料滞納に関して、以下の規定がある（抜粋）。

（滞納者に対する督促及び指導依頼）

第3条 出納命令役は、納付期限を経過後、授業料を納入しない者については、順次別表に定める時期と方法による督促及び副学長（学長の指名する者）に納入の指導依頼を行うものとする。

（滞納者の通知）

第4条 出納命令役は、前期及び後期の末日における滞納者を文書により副学長（学長が指名する者）に通知するものとする。

表 1. 北見工業大学 (別表)

別表(第3条関係)

区分		督促又は指導依頼時期	督促又は指導依頼方法
督促	第1回	前期分 5月中旬 後期分 11月中旬	連帯保証人あて督促状による督促 (口座引落不能者に納付書送付)
	第2回	前期分 6月中旬 後期分 12月中旬	連帯保証人あて督促状による督促
	第3回	前期分 8月中旬 後期分 3月中旬	連帯保証人あて督促状による督促 (除籍の対象となる旨を付記)
指導依頼	第1回	前期分 7月中旬 後期分 1月中旬	副学長あて文書による指導依頼
	第2回	前期分 9月中旬 後期分 2月中旬	

北見工業大学「北見工業大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程」は、以下の規定がある(抜粋)。

第5条 学生が次の各号の一に該当する場合は、授業料を免除することができる。

六 授業料の滞納を理由として除籍された場合 滞納の授業料の全額

(2) 国立大学法人 T 大学 <sup>(注36)</sup>

国立大学法人 T 大学は、授業料滞納者に対し、取扱要項に基づく対応を行っている。授業料納期後、二ヵ月後を経過すると、指導教員は当該学生に対し、面談等を行い事情確認を行う。なお、「授業料滞納を理由とした法的手続を行う可能性は低い」とのことである <sup>(注37)</sup>。

「T 大学学則」は、授業料滞納に関して、以下の規定がある(抜粋)。

(除籍)

第45条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(3) 長期間にわたり授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

「国立大学法人 T 大学授業料及び寄宿料の請求並びに督促等の取扱要項」(抜粋)。

(請求)

第2条 出納命令役は、授業料債権及び寄宿料債権に関し、債権発生の通知を受けたときは、別表に定めるところにより、請求の掲示を行うものとする。

(督促の請求)

第3条 出納命令役は、所定の納期経過後遅滞なく滞納者の状況を調査し、別表に定めるところにより、督促請求の掲示を行うものとする。

(督促状)

第4条 出納命令役は、第3条の掲示をしてもなお支払わない者に対しては、別表に定めるところにより、督促状を発送しなければならない。

(滞納者)

第5条 前2条の督促をしてもなお授業料を滞納する者については、T 大学授業料滞納者に係る取扱要項により取り扱うものとする。

表 2. 国立大学法人 T 大学 (別表)

別表

債権名	区分	請求及び督促の方法等	時 期	摘 要
授 業 料 債 権	前期	学内掲示請求	4 月 10 日	共通掲示板に掲示
		学内掲示督促	5 月 1 日	共通掲示板に掲示
		連帯保証人あて文書督促	6 月 1 日	督促状
	後期	学内掲示請求	10 月 11 日	共通掲示板に掲示
		学内掲示督促	11 月 1 日	共通掲示板に掲示
		連帯保証人あて文書督促	12 月 1 日	督促状
	滞納者	本人及び連帯保証人あて文書督促	納入期限後、2ヶ月を経過したとき。	督促状並びに学務課を通じて指導教員に通知
		本人及び連帯保証人あて文書督促	上記の督促にもかかわらず、なお納付しないとき。	最終督促状(配達証明付)

T 大学「本学学生の授業料等の免除及び徴収猶予についての規定」(抜粋)。

(授業料の免除)

第 2 条 授業料は、学生が次の各号に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。

(5) 授業料の滞納を理由として除籍した場合

### (3) 国立大学法人佐賀大学

国立大学法人佐賀大学は、授業料滞納者に対し、学則及び補導要項に基づいた対応を行っている。督促は、事務担当者が分担して行う<sup>(注 38)</sup>。なお、「授業料滞納を理由とした法的手続を行う可能性は低い」とのことである<sup>(注 39)</sup>。

「佐賀大学学則」は、授業料滞納に関して、以下の規定がある(抜粋)。

(除籍)

第 34 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(除籍及び退学の場合の授業料)

第 54 条 除籍又は退学の場合は、その者が在籍していた学期までの授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる滞納の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の滞納を理由として除籍した場合 滞納の授業料の全額

「佐賀大学授業料の督促及び補導要領」は、授業料滞納に関して、以下の規定がある(抜粋)。

(督促要領)

2 所定の納付期限内に納付しない学生に対しては、下記により督促を行うものとする。

表 3. 佐賀大学 (別表)

区 分	期 日		事 項
	前 期	後 期	
納付期限	自 4 月 1 日 至 4 月 30 日	自 10 月 1 日 至 10 月 31 日	掲示をもって納入の告知をする。
督促	第 1 回	6 月 1 日 12 月 1 日	第 1 号様式 (本人・保証人あて)
	第 2 回	7 月 10 日 1 月 10 日	第 2 号様式 (保証人あて)
除 籍	7 月 31 日	1 月 31 日	該当者は教授会又は研究委員会等の議を経て、学長に申達する。
延納期限	9 月 10 日	2 月 20 日	延納を許可された者で、許可期限までに納入しなかった場合は、その日付で除籍する。

(学生の指導)

3 学務部は指導計画を立て、経理部経理課と緊密な連絡のもとに事前指導及び滞納者の指導を行うものとする。佐賀大学「佐賀大学入学科及び授業料免除等規程」は、以下の規定がある (抜粋)。

(授業料の免除)

第 6 条 次の各号に掲げる事由のある者については、願い出により、第 1 号に掲げる場合にあつては当該期の授業料の全額又は半額を、第 2 号及び第 3 号に掲げる場合にあつては当該事由発生の日の属する期又はその翌期分授業料の全額又は半額を、それぞれ免除することがある。

3 次の各号に掲げる事由のある者については、第 1 号から第 3 号までに掲げる場合にあつては滞納の授業料の全額を、第 4 号に掲げる場合にあつては月割計算により退学の日の属する月の翌月以降の授業料の全額を、それぞれ免除することがある。

(1) 授業料の滞納を理由として除籍された場合

#### (4) 小括

(1) ~ (3) は、各大学で規定されたものであり、

同一ではない。ただし、督促手法や法的対処策など、いくつかの共通手続がある。図 3 は、その流れをまとめたものである。

- ① 授業料が納付期限内に納入されなかった場合、財務部門の長は、学部長又は、学科長に滞納者を報告する。
- ② 督促は、学長又副学長の指示により、学生又は連帯保証人に対して行われる。その方法は、督促状、電話などによって行われる。
- ③ 除籍は、教授会の議を経て学長が行う。
- ④ 以上の対処にもかかわらず、授業料債権の回収が見込めない場合、規定により、免除されることがある。ただし、授業料債権を他の債権管理と同様に位置付け、「民事訴訟の手続をしなければならない」と規定する国立大学法人もあるが、「債権の回収が著しく困難又は不適當」と認められる場合は、授業料債権を事実上、放棄する手続がとられる。

授業料滞納に関わる督促は、大学ごとに定型化して行われていることが特徴的である。しかし、授業料債権は、除籍が行われると、規定により、免除とする国立大学法人が多い。

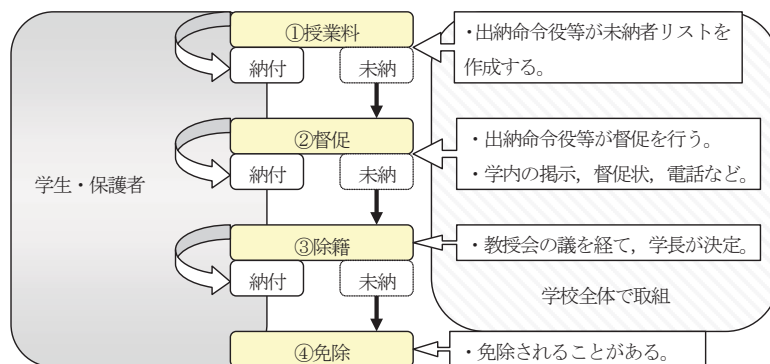


図 3. 国立大学法人における授業料未納の対処の流れ (注 40)

### 4.3 私立短期大学 (学校法人)

大阪私立短期大学協会は、2006 年に加盟校 (回答校 27 校) に対し、授業料滞納問題に関するアンケート調査を実施している。本節では、その調査結果を紹介する (注 41)。

質問 1 督促担当者の設置

- 有 24 校 (92.3%)
- 無 2 校 (7.7%)

質問 2 担任・ゼミ教員等への通知

- 有 19 校 (70.4%)
- 無 8 校 (29.7%)

質問 3 弁護士による督促文書

- 有 1 校 (3.7%) → 「卒業後、督促困難と判断した場合」
- 無 26 校 (96.3%)

質問 4 弁護士の債権回収処理

- 有 1 校 (3.7%) → 「卒業後、時効前」
- 無 26 校 (96.3%)

当該調査結果において、以下のことがわかった。

第一に、督促の実務的な担当者は、事務職員が行っており、全学的な取組を行う学校はなかった。

第二に、授業料滞納問題の対処策として、法的措置を講じる学校は 1 校のみであった。

また、筆者は、2008 年 7 月～9 月にかけて、3 校の私立大学より、授業料滞納時における対応についてのヒアリング調査を行った。以下は、その調査結果である。私立大学の授業料滞納の督促手続は、経理部門(法人事務局)又は大学事務部門が行うケースがあり、各学校によって対応が異なる。督促は、通常、事務部門による電話や督促状の発送などが行われる。ただし、教務部長やゼミの担当教員が学生指導・教務上の必要性から、当該対応に関わることもある。督促における教員の関与は、各大学によって異なる。最終的に、授業料の滞納額が回収できない場合は除籍となる。除籍後の授業料債権についても、各大学によって異なる。学則で免除を規定する大学や継続して授業料債権を督促する大学もある。ただし、2 年経過後に回収できない場合、徴収不能とする大学が多かった。以上の通り、私立大学等における授業料滞納時の対応は学校によって異なっている。

### 4.4 小括

表 4. 学校種別の授業料未納及び回収不能時の対処

学校種	授業料債権者	督促における主な関係者	除籍(退学)後の督促	回収不能時の処理
公立高等学校	都道府県知事	校長, 教頭, 担任, 事務	継続して督促	①徴収不能 ----- ②民事訴訟
国立大学 (国立大学法人)	学長	事務 (学校により教員も 担当する)	①免除	—
			②継続して督促	徴収不能
私立大学等 (学校法人)	理事長	事務 (学校により教員も 担当する)	①免除	—
			②継続して督促	徴収不能

表 4 は、本章で紹介した事例をまとめたものである。以下は、特徴的な部分を二点整理して述べる。その上で、高等学校と大学の間で授業料滞納者に対する対応が異なる理由はなぜなのか、授業料滞納問題の共通性と異質性の両面から考察する。

第一に、筆者の調査した限りでは、公立高等学校と大学では、授業料滞納に対する取組に大きな相違点があった。授業料滞納の督促と法的措置について、公立高等学校は、組織的に取組が実施されており、必要に応じて民事訴訟の手続が行われている。督促は、教育委員会の指導の下に、担当教員と事務部門の担当者が共同して実施されているケースがあった。近年の傾向として、モラルハザードなどの悪質な案件に対しては、強い姿勢で臨むという印象を受ける。一方、国立大学法人の場合、授業料滞納者への対応は、マニュアルに基づく手続が行われ、最終的に除籍になると免除になる規定がある。私立大学等(学校法人)の場合、授業料滞納者への対応をマニュアル化して行う事例は多くないと推察する。除籍後は、免除規定のある大学と継続して督促を行う大学に分かれる。このように、大学によって授業料滞納の対応が異なる。公立高等学校と大学における授業料滞納問題における相違点は、授業料債権は、前者は、法律上、許容の範囲に限り累積しているが、後者は、除籍を以って免除になるケースがあるため、累積することは少ない。

第二に、制度やシステムが根本的に異なるので、単純に比較できないが、公立高等学校と大学では、授業料滞納に関わる主な関係者に違いがあった。前者は、組織的に統一化された取組を目指しているが、後者は、大学全体で取組もうとするシステムにはなっていない。「各大学において、ケース・バイ・ケースで対応している」可能性もあるが、筆者の調

査の限りでは、比較的低いと思われる。

以上を踏まえ、高等学校と大学における授業料滞納問題の共通性と異質性をとらえてみる。表面上、授業料滞納は、高等学校と大学両者に内在する共通の問題であるといえる。3.1で紹介したように、授業料徴収の根拠は学校教育法第 6 条で規定されており、納入が果たされなければ履行義務に違反する(図 1 参照)。しかし、高等学校と大学とでは、学校種や教育段階に起因する根本的な相違点があることに留意しなければならない。まず、学校教育法第 50 条及び第 83 条にある通り、両者の目的が異なる。また、文部科学省は、「教育安心社会の実現に関する懇談会」において、高校段階は、「進学率が 98% に達しており、国民的な教育機関」とし、大学段階は、「高度な教育研究を行い社会に貢献」と位置づけている(注 42)。このような相違点があり、高等学校は、基礎的教育が重視される段階でもあるため、校内で発生した問題は、教育的配慮の下に組織的に対処しようとする傾向が強い。一方、大学は専門的教育機関としての趣旨を持つため、校内で何か問題が発生した場合、関係部署が対応することになるが、必然的に高等学校と比べると取組が異なってくる。

次章では、上述の検討結果をまとめ、大学における授業料滞納防止策をまとめる。

### 5. 政策提言「授業料滞納対応マニュアル」

以上の検討を踏まえ、大学における「①授業料滞納を防止すること」及び「②授業料債権の円滑な回収」を目的とした以下の提言を行う。

表 5. 政策提言「授業料未納対応マニュアル」

段階	対象者	学生	保護者（連帯保証人）
	目的	円滑な授業料（債権）の納入のため	
対 処 策	①入学時	入学時のオリエンテーションで授業料の納入時期や方法を説明する。	授業料の納入時期や方法を記述した案内物を郵送又は学生を通じて配布する。
	②在学中	②-1 納付期限前より、学内掲示やウェブサイトで告知する。 ②-2 オリエンテーションなどで、授業料の重要性と義務を説明する。	各種お知らせや連絡物を郵送する際に、授業料の重要性と義務を説明した案内物を同封する。
	↓	③-1 学内で検討委員会等の立上げ。	③-3 督促状の郵送、電話による督促。
	③未納	③-2 面談による指導。	③-4 必要に応じ、懇談の機会を設ける。
↓	④除籍	④-1 学内規定により、授業料債権を免除する。 ④-2 民法上の債権が消滅するまで、督促状の郵送、電話による督促を継続する。 ④-3 必要に応じて、法的措置を検討する。	

「授業料滞納対応マニュアル」の内容を説明する。

①入学時は、学生に対しては、入学時のオリエンテーションで授業料の納入時期や方法を説明する。保護者に対しては、授業料の納入時期や方法を記述した案内物を郵送又は学生を通じて配布する。また、学生及び保護者に対して、在学契約の説明を行うことも必要と考える。その際、保護者には、学生が成年者の場合に監督責任があることに留意するべきである（民法第5条1項に拠る）。説明は、法律知識のない者でも、わかりやすく工夫を施した案内が求められる。②在学中、学生に対しては、②-1、②-2の対応を行う。保護者に対しては、各種お知らせや連絡物を郵送する際に、授業料の重要性と義務を説明した案内物を同封する。しかし、滞納が発生して場合は、学生に対して、③-1、③-2、保護者に対して、③-3、③-4の併用した対応が行われる。この段階で重要なことは、「早期に組織的な対応を検討すること」、「授業料滞納の理由や事情を把握すること」である。掲示板での呼出や督促状を郵送するだけでは、一方的な事務手続に過ぎない。担当者が積極的に学生や保護者と接することが滞納に至った理由や事情を把握する手段となる。それにもかかわらず、滞納状態が続くなど授業料納入の意思表示がなされない場合は、大学の判断により、④除籍の手続が行われる。その場合、④-1、④-2、④-3のいずれかの対応が行われる。国立大学では、4.2で紹介したような④-1の手続が最も

多いと推察される。

一方、私立大学では、④-1もあるが、④-2が比較的多いと思われる。しかし、④-3のケースを検討する必要性はあると考える。この措置により、債権者のルール軽視を抑制する効果が期待できる。以上の行程の特徴は、「①入学時～②在学中の段階に重点を置いた「授業料滞納防止」のための教育」という点である。これは、③滞納、④除籍を起こさないための対処策と捉えることもできる。また、当該行程は、全学的に対処する点において、これまでに多くとられていた対応と相違がある。即ち、授業料滞納対策について、表4で取りまとめた通り、大学の取組では事務担当者による対応が圧倒的に多かったが、政策提言では、全学的な取組を行う前提としている。

同提言を導入することにより、以下の効果が期待できる。

第一に、授業料滞納のモラルハザードを抑制させることで授業料滞納者の減少が望める。大学は、学生を始め保護者に対し、「授業を受けることは、在学契約に基づくものであり、その対価である授業料を負担することは義務である」ことを十分理解させる必要がある。それを大学入学時より説明し、理解させることが授業料の滞納対処策であると考えられる。

第二に、学生が在学契約や教育サービスの対価としての授業料の意義を知ることによって消費者としての自覚を深めることにつながる。これは、消費者教育に

もつながる考え方である。

ただし、同提言には、以下の懸案事項があると思われる。

第一に、導入効果が実証されておらず、どの程度まで問題が解消できるのか不透明である。学生及びその保護者に対し、継続的に授業料の重要性と義務を説明することで、授業料納入の十分な理解を獲得することは、容易なことではない。2.1では、授業料滞納問題に対する公立高等学校の取組により、効果があつた事例を紹介した。しかし、一部の地域では、独自の対応を行っているものの、滞納問題は完全に解消されていない。

第二に、同提言は、きめ細かい対応を伴うため、事務労力や経費負担の増加が見込まれる。近年の大学における事務職員の雇用動向は、非専任化が進行しているため、事務の効率化や省力化が強く求められている。また、大学財政も緊縮傾向にあり、管理部門に投資できる財源は限られている。このような潮流の中、いかに効率的で効果的なシステム構築を実現するかが課題である。

第三に、授業料滞納者がなければ必要性が薄い。提言の導入判断は、各大学の判断に委ねられる。そのため、費用対効果や組織上の問題を理由として、導入を見合わせる大学も相当数あろう。

## おわりに

本稿は、「大学の授業料滞納問題に焦点を当て、その現状を整理したうえで、公立高等学校の取組を参考として、対処策の検討を行う」ことを目的とする考察を行った。その研究成果として、「授業料滞納対応マニュアル」の提言を行った。しかし、当該提言は、十分な論証や大学における実証がなされておらず、授業料滞納問題の決定的な問題解決策とはいえない。そのため、「授業料滞納問題を減少させる可能性を持つ対策」に止まる。政策提言の具現性を高めるためには、具体的なシステム構築や複数の実験校を定めた提言の導入が必要になると考える。政策提言は、基本的な対応を示しただけに過ぎず、各校の実情に合わせて改編する必要がある。そのため、同問題については、必要に応じて関係機関を対

象とした広範囲な実態調査を行うなどして継続して取り組む予定である。

本稿をとりまとめる上で、以下の所感を持った。

第一に、中嶋は、「在学的意思を持ちつつも経済的理由により、授業料等を納めることができない者の場合が問題となる。教育機会の無差別平等原則に立つならば、入学・在学的意思の存否こそ重視されなければならないであろう」と指摘している<sup>(注43)</sup>。つまり、勉学意欲があるにもかかわらず、経済的事情により、結果的に授業料滞納になった学生に対する十分な配慮が必要である。この点は、奨学金及び授業料等の免除制度の活用や除籍者の復学権など、可能な方法により学習の継続が実現できる配慮がされるべきである。

第二に、本稿で挙げた問題の背景には、長引く経済不況や社会不安が根底にあると思われるが、冒頭で触れたように、モラルハザードに因るものが増加傾向にある。2.2(1)で紹介した日本学生支援機構の奨学金滞納問題の対応策として、同機構は、奨学生に対する返還意識を高めるための案内書の配布、ビデオ上映、ウェブサイトでの呼びかけ、奨学金担当者用の滞納防止マニュアルの配布などの対策を講じている。奨学金返還問題の対応策を参考にし、授業料滞納問題の解決策を検討する価値があるのではないか。根本的な問題の要因について、共通点を見出すことができるかもしれない。

以上が本稿の研究結果である。ところで、2.2(1)で紹介したように、文部科学省が授業料滞納の実態調査に着手したことは、同省が同問題を重視していると考えられる。今後、同省が実態調査の分析結果を基に何らかの政策提言を発表する可能性もある。そのことを踏まえると、本稿で問題提起した課題は、授業料滞納の正確な実態把握に努めると同時に各学校の対応方針や教育行政の動向を見据えた考察を要する分野であると考えられる。

## 注

1. 読売新聞、2008年4月30日。
2. 文部科学省(2009)、「教育安心社会の実現に関する懇談会—教育費の在り方を考える—(第1



回) 配付資料」

3. 「地方自治法」第 231 条 3 では、「督促義務」に関して、「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない」と述べている。

4. 「授業料」とは、千葉県「使用料及び手数料条例」第 3 条によると、「公の施設の利用に対し、その対価として使用又は利用する者から徴収するもの」としている。他の地域でも、概ね同様の理解で問題ないと思われる。

5. 事務新時代研究会 (2008), 「授業料滞納問題への対応」, 日本教育新聞社編『週間教育資料』No.1014, 教育公論社, 26

6. 事務新時代研究会, 同書, 26

7. 中国新聞, 2006 年 11 月 18 日。

8. 信濃毎日新聞, 2008 年 3 月 5 日。

9. 事務新時代研究会, 前掲書, 26-27

10. 北澤朴 (2006), 「増え続ける授業料滞納額と今後の対応について」, 『学校事務』12 月号, 学事出版, 81

11. 納富朗 (2006), 「授業料滞納対策「組織とシステム化」をキーワードに」, 『学校事務』12 月号, 学事出版, 80

12. 藤井常光 (2002), 「授業料・学校徴収金の滞納への対応をどうしているか」, 現代学校事務研究所, 『学校事務』4 月号, 41-42

13. 文部科学省, 前掲書

14. 日本学生支援機構ウェブサイト (2008)

15. 日本学生支援機構ウェブサイト (2009)

16. 島一則 (2005), 「法人化後の国立大学における授業料収入管理についての考察」, 国立大学財務・経営センター, 『大学財務経営研究』第 2 号, 51

17. 日本私立学校振興・共済事業団 私学経営情報センター (2008), 『平成 20 (2008) 年度私立大学・短期大学等入学志願動向』, 23-49

18. 日本私立学校振興・共済事業団 私学情報部情報サービス課 (2003), 『平成 15 年度 今日の私学財政 私立大学・短期大学 編』, 113-160

19. 日本私立大学団体連合会, 日本私立短期大学

協会 (2008), 「私立大学の経営に関する指針」, 1

20. 授業料の意味は、自治課長回答 (昭 23・8・18 自発 652) によると、「学校法にいう公立学校は、地方公共団体の営造物であって、一般に営造物の使用については、利用者から使用料を徴収しうべく、学校と学校生徒との間の関係は、この営造物利用の一般関係と異なるものではない。したがって授業料も使用料の一種である」としている。

21. 平原春好 (1978), 『学校教育法』総合労働研究所, 183

22. 平原, 同書, 183

23. 国立大学の授業料について、1971 年に国立大学協会内の委員会が公けにした見解によると、大学在学による受益は、「国民的資質の開発により文化水準の向上をもたらす公的な利益」と切り離しがたくむすびついているから、授業料を利用対価と目することはできず、「学生に対し大学の施設およびサービスを有効に利用すべき社会的責任を遂行する意思を定期的に確認するために徴収される『使用料』とみるべきである」とされる (国立大学協会第六常置委員会「国立大学の授業料の性格等について」1971 年 11 月 16 日。有信堂刊・大学問題総資料集 V 巻 396 頁所載)。

24. 兼子仁 (1978), 『法律学全集 16- I 教育法〔新版〕』, 有斐閣, 405 によると、「現行教育法制における国公立学校在学関係は、私学の在学関係と本質を同じくする在学契約関係説であると解される」とされる。

25. 谷口知平, 甲斐道太郎, 石田喜久夫, 右近健男, 植林弘, 奥野久雄 (2008), 『口語六法全書 口語 債権法』, 自由国民社, 20

26. 清野惇 (1990), 『私立大学の管理・運営についての法学的研究 (上)』, 広島修道大学研究叢書第 54 号, 広島修道大学総合研究所, 89 は、学生の義務として、以下のように述べている。「学生は、教育役務及び教育施設使用の請求権を有する一方、学則等による学校の包括的規律権能に服しながら、教育役務の中核をなす学芸教授役務を受領して学習 (履修) をなし、かつ授業料等の学費を納入する義務を負担すると解されている」。

27. 谷口ほか, 同書, を参考に作成した。

28. 中嶋哲彦 (1993), 「授業料滞納と除籍処分

」, 日本教育法学会編『教育法学辞典』, 学陽書房, 377

29. 監査法人太田昭和センチュリー (2001), 『学校法人の会計実務詳解』, 中央経済社, 127

30. 筆者は, 2008年10月12日に広島県教育委員会教育部指導第二課に問合せを行った。

31. 広島県教育委員会, 同上

32. 筆者は, 2008年10月12日に鳥取県教育委員会事務局高等学校課に問合せを行った。

33. 図2は, 全ての地域や公立高等学校にあてはまるものではない。

34. 筆者は, 2008年10月2日に国立大学法人北見工業大学企画広報課に問合せを行った。

35. 北見工業大学, 同上

36. 国立大学法人T大学の希望により, 伏せ字の表記とした。

37. 筆者は, 2008年10月2日に国立大学法人T大学に問合せを行った。

38. 筆者は, 2008年10月10日に国立大学法人佐賀大学に問合せを行った。

39. 佐賀大学, 同上

40. 図3は, 全ての地域や国立大学法人にあてはまるものではない。

41. 大阪私立短期大学協会 (2006), 『「授業料滞納者に対する督促又は取扱」アンケート集計結果』

42. 文部科学省, 前掲書

43. 中嶋, 前掲書, 377